

# 物 件 調 書

- ・ 物件調書は、物件を把握するための参考資料ですので、事前に必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。
- ・ 物件は、現状のままの引渡しとなります。
- ・ 供給施設の整備状況等につきましては、事前に必ず購入希望者ご自身において、各事業所へご確認ください。  
なお、各物件の物件調書に記載のある供給施設における状況の可否については、以下のとおりです。  
可→物件敷地内に供給施設を引き込むことができる。  
不可→物件敷地内に供給施設を引き込むことができない。
- ・ 物件の土地利用に関し、隣接所有者等又は地域住民等との調整等はすべて買受人において行っていただきます。
- ・ 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議などは、すべて買受人において行っていただきます。
- ・ 物件についての種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合があっても、市は契約の解除、損害賠償、本物件の修補又は売買代金の減額等を行いません。（消費者契約法に規定される消費者が買受人の場合はこの限りではありません。）